

令和2年5月27日策定
令和2年6月19日改定
令和2年7月20日改定
令和2年8月26日改定
令和2年9月29日改定
令和2年10月6日改定
令和3年1月8日改定
令和3年2月4日改定
逗子市新型コロナウイルス対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る逗子市の取組方針

令和3年1月7日に発出された特措法に基づく緊急事態宣言及び令和3年2月2日付けにより神奈川県より示された特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針を踏まえ、「感染の抑制」と「社会・経済活動の復興」の両立をめざし、次の取組方針で対応する。

1 市民、事業者等への適切な情報提供・啓発

- (1) 誤った情報や情報不足により困惑することがないように、正確かつ必要な情報を提供する。情報提供には、広報誌（紙）や即時に対応できるホームページ、防災・防犯メール、広報車等を活用する。
- (2) 市民に対し、人の移動と、人と人の接触機会の抑制を図るため、生活に必要な場合（*1）を除き、徹底した外出の自粛をするよう周知を図る。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く周知する。

（*1）生活に必要な場合の例

医療機関へ通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持に必要なもの。

- (3) 感染症拡大を長期的に防ぐため、「密閉」、「密集」及び「密接」（三つの密）を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染症対策を継続していくという、厚生労働省が示した「新しい生活様式」（参考1）への行動変容を促す啓発に努める。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。
- (4) 神奈川県実施方針に基づく要請等を市民及び事業者に周知し、感染症の拡大防止を徹底する。

2 感染症拡大防止対策

(1) 公共施設の運営管理

市民利用施設は緊急事態宣言の期間中、原則休館とする。個々の施設の実情に応じて適切な対応を図るものとするが、令和3年1月8日までに予約があったものについても、既にチケット等が販売済みであるものを除き、利用できないものとする。

なお、利用できる場合であっても、原則20時までの利用とする。

(2) 市主催（市の施設の指定管理者が行うものを含む）のイベント等

参加人数の上限を5,000人、かつ、施設の収容率を50%以下とする。また、イベント前後の会食は禁止する。なお、本市及び本市の機関が協力、後援するイベント等に対しても同様の協力を求める。

イベント等の開催にあたっては、感染症拡大予防策（*2）を徹底するとともに、感染者が発生した場合に備え参加者の名簿等を作成し、更に、神奈川県「感染防止対策取組書」及び感染者が発生した際に濃厚接触の可能性を通知する「LINE コロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するなど十分な対策に努めるものとする。

(3) 市主催の会議・研修等

不要・不急の会議・研修等について、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修は、書面会議等を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大防止対策を講じた上で開催する。

(4) 市職員の出勤体制と感染防止対策

緊急事態宣言時においては、人との接触機会の低減を図るため、消防、清掃、保育等に従事する一部職員を除き、在宅勤務、時差出勤の活用、休暇の取得奨励を通じ、出勤者の削減に取り組む。

執務中にあつては、職員一人ひとりが日常の感染症予防を徹底するとともに、すべての所属において換気、消毒、身体的距離を確保した環境づくりなど職場の感染症拡大防止の取組を徹底するものとする。

3 市民、事業者への支援について

国・神奈川県「の市民生活及び緊急経済対策の取組についての情報収集を積極的に行い周知するとともに、生活が困難な人への支援について取り組み、また、事業者への相談の充実や支援を適切に講じ地域経済の復興をめざす。

4 医療・保健について

- (1) 神奈川県及び鎌倉保健福祉事務所から情報を積極的に収集するとともに、逗葉医師会が行うPCR検査に協力する。

- (2) 法令に基づき市が行う健診（検診）や予防接種については、適切な感染症拡大予防策（*2）の下で実施するよう、時期や時間に配慮する。

5 災害発生時の避難所について

災害発生時に開設する避難所は、消毒や換気、避難者同士の距離の確保、発熱・咳などの症状のある人の専用スペースの確保など、できる限りの感染症拡大防止対策を実施した上で開設する。

6 その他

- (1) 本取組方針は令和2年6月1日から施行する。
- (2) 令和2年2月20日策定、令和2年5月7日最終改定の「新型コロナウイルス感染予防に係る逗子市の取組方針」は、本取組方針の施行をもって廃止する。
- (3) 本取組方針は令和2年6月19日改定し、令和2年7月1日から施行する。ただし、第2項第3号及び第4号の規定は、令和2年6月22日から施行する。
- (4) 本取組方針は令和2年7月20日から施行する。
- (5) 本取組方針は令和2年8月26日から施行する。
- (6) 本取組方針は令和2年9月29日から施行する。
- (7) 本取組方針は令和2年10月6日改定し、令和2年11月1日から施行する。
- (8) 本取組方針は令和3年1月8日から施行する。
- (9) 本取組方針は令和3年2月4日から施行する。

（*2）感染症拡大予防策

- ・発熱・咳等、かぜの諸症状がみられる方の参加見合わせ
- ・参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者を含む）
- ・入場時のアルコール等消毒液の設置
- ・濃厚接触解消の工夫
- ・人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- ・密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- ・感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の**回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成